

「茅ヶ崎市感染症予防計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和6年2月1日（木）～ 令和6年3月1日（金）

2 意見の件数 30件

3 意見提出者数 4人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	0人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
—	茅ヶ崎市感染症予防計画（素案）全般に関する意見	3件
第1	感染症予防の推進の基本的な考え方に関する意見	6件
第2	感染症の発生の予防のための施策に関する事項に関する意見	2件
第3	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項に関する意見	2件
第1 2	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項に関する意見	1件
第1 3	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項に関する意見	2件
第1 5	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項に関する意見	1件
—	その他感染症予防計画に関する意見	1件
—	その他感染症の予防に関する意見	3件
—	パブリックコメント手続に関する意見、要望	6件
—	その他意見	3件
	合計	30件

■ = 一部修正を加えた項目

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和6年3月29日（金）

茅ヶ崎市保健所 保健予防課感染症対策担当
 電話 0467-38-3321（直通）
 e-mail:hokenjyo_hokenyobou@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市感染症予防計画全般に関する意見（3件）

(意見)

当案件のポイント「概要版」計画素案に目を通しました。当計画が形骸化することなく実施されることを期待します。

(市の考え方)

御意見を承りました。

(意見)

当計画も計画の見直しが「必要に応じて見直しを行います。」と記されています。それは基本指針又は県予防計画が変更された場合とありますが市民の意見も聞いて、必要に応じて見直しを行って欲しい。

(市の考え方)

計画の改定に当たっては、茅ヶ崎市市民参加条例に規定されている「市民参加の方法」の実施により、市民の皆様の意見聴取を適切に実施してまいります。

(意見)

当計画は国の指針、県の計画即して策定・市新型インフルエンザ等対策行動計画（仮称）茅ヶ崎市危機対処計画との整合・それよりも茅ヶ崎市総合計画を踏えて実施別計画とあります。

ですから上記他のパブコメの市民の意見すなわち他の市の諸計画を踏えて（含んで）実施して下さい。

(市の考え方)

本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」に関連する個別計画として位置付けております。

■第1 感染症予防の推進の基本的な考え方に関する意見（6件）

（意見）

「住民一人一人が努める予防」とは具体的に为什么呢。コロナ禍ではマスク着用、消毒、ワクチン接種、外出自粛が強制され、感染対策による経済的な負担、心身の不利益、日常生活の制限は著しいものでした。

マスク、消毒等は日本人はほぼ全員対策していたのにも関わらず、これらの予防も効果は薄く、結局日本中に感染は広まりました。感染による集団免疫獲得後によりやく落ち着いたとは明かですが、コロナ禍を対策の効果検証を踏まえ回答ください。

（市の考え方）

新型コロナウイルス感染症への対応においては、主な感染経路として飛沫感染、エアロゾル感染及び接触感染が考えられたことから、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気、「三つの密」の回避や人と人との距離の確保等について市民に周知してまいりました。

（意見）

「感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね」とありますが、発熱患者を受診しないクリニックはいまだに存在し、矛盾します。この現状との矛盾と、市の方針を回答ください。また発熱患者の受診拒否をするクリニックを行政としてどう指導しますか。

（市の考え方）

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制については、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応へと段階的に移行することとされており、現在はその移行期間であるため、国及び県が発熱診療を行う医療機関を増やすための取組を実施しているところです。

（意見）

「人権の尊重」とありますが、感染対策とは二律背反の関係です。個人に予防を強制することは人権侵害になると思われます。市の考えを回答ください。

（市の考え方）

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めてまいります。

また、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、差別や偏見を解消するため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、患者等の人権が損なわれることがないよう努めてまいります。

(意見)

「差別や偏見を解消するための協力を報道機関に求める」とは具体的にどのようなことでしょうか？コロナ禍では対応した実績はありますか。回答ください。

(市の考え方)

新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者発生等に関する記者発表の際に、患者等の人権の尊重及び個人情報の保護に御理解と御協力を求めてまいりました。

今後につきましても、様々な機会を通じて患者等の人権が損なわれることのないよう努めてまいります。

(意見)

「感染症に対する正しい知識の普及啓発」とありますが、正しい知識とは何を持って正しい知識と定義しますか？具体的に回答してください。新型感染症の場合、その性質や危険性も短期間の調査では断定できません。拙速な判断の結果、過剰な感染対策、経済困窮による自殺件数の増加、マスクをいまだに外せない子どもたち（死亡事故も）、ワクチン健康被害救済法の申請者が1万件超え（死亡認定は500件程）という事態を生んでいます。

(市の考え方)

感染症に関する情報提供に当たっては、国や県が発信する情報や専門家会議における意見等、幅広い情報把握に努めるとともに、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

(意見)

P.6(8) 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、住民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で、国、県及び本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めるものとします。

→獣医師はウィルスについては専門であるので、獣医師の知見を求めることは賛成致します。

(市の考え方)

感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たっては、獣医療関係者の知見も参考としてまいります。

■第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項に関する意見（2件）

（意見）

P.7(3) 予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。そこで、本市は、予防接種の実施に当たり、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進等、対象者が予防接種を安心して受けられる環境の整備を行います。

さらに、予防接種を希望する者に対し予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供していくこととします。

→今回のコロナワクチンは知見であることを知らずに接種した人がいる。接種前に一人一人に、ワクチンの有効性及び安全性と評価した知見は動物なのか人なのか、何人で行ったのかも含め、確実に伝えたいので接種の意思のある方へは行っていただきたいと考えている。あとからでは遅いです。知見中のワクチンは強制であってはならない。と思います。

（市の考え方）

予防接種法に基づく接種を受ける方には、感染症予防の効果と副反応のリスクがあることについてご理解いただいた上で、接種を受けることができるよう、本市においても市ホームページや広報などで情報提供を行ってまいります。

（意見）

「ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症について、実施体制の整備等を進め～」とありますが、コロナ禍では治験中でまだ有効性安全性が確認されていない感染症のワクチン接種が推進されました。当時は「有効性安全性が確認されていないワクチンを推進する」方針だったのでしょうか？

また、コロナワクチンの健康被害は甚大で、茅ヶ崎でも死亡認定が2名が出ています。（全国では約500名）米テキサス州では、ファイザー社への有効性の虚偽について州による民事訴訟も起きています。日本、全世界でワクチン健康被害当事者とその家族により国と製薬会社を訴える裁判が起きています。アメリカ議会でもFDAが安全性の検証を無視し、拙速な承認をしたことについて論争が起きています。人命に関わるため、後から健康被害が出てしまっは遅いです。

この現状を踏まえ、市のワクチン推進の考えを回答ください。

（市の考え方）

予防接種は、感染症予防対策の中で感染予防、発症予防、重症化予防及び感染症のまん延防止等を担う重要なものであるため、国が行うワクチンの有効性及び安全性の評価を踏まえ、市民に対し、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、予防接種法に基づき積極的に予防接種を推進してまいります。

■第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項に関する意見（2件）

（意見）

P.11(3) 感染症の診査に関する協議会

茅ヶ崎市感染症診査協議会※18(以下「感染症診査協議会」という。)の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。よって、感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。

→感染症診査協議会の委員の任命は誰が行うのか明確にしてほしい。また、幅広い組織に偏りのない人員で公平に構成して頂きたい。

（市の考え方）

感染症診査協議会の委員については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第24条に、委員の構成等について規定されていることから、これに基づき適正に任命してまいります。

また、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
茅ヶ崎市感染症診査協議会※18(以下「感染症診査協議会」という。)の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。よって、 <u>市長</u> は感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。	茅ヶ崎市感染症診査協議会※18(以下「感染症診査協議会」という。)の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。よって、_____感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。

（意見）

(1) 積極的疫学調査については、保健所長は対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得るよう努めます。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明します。

→正当な理由とはどんな場合ですか？罰則も明記していただきたいです。この文ですと強制力を感じますので誤解を生みやすいかと思えます。今回の感染症では同調圧力でワクチン接種に流されたこともあるのでいかなる場合も個人の拒否権を奪うことは同意できないと感じます。

（市の考え方）

「正当な理由」について一概に確定することはできませんが、積極的疫学調査につい

ては、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行うものであるため、接触者の名前、連絡先、訪れた場所等は、基本的に回答いただくべきものです。

なお、積極的疫学調査に対する回答が明確に得られない理由が「正当な理由」に該当するか判断するに当たっては、私権の保護と公共の利益への影響のバランスを勘案し、慎重に判断してまいります。

■第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項に関する意見（1件）

（意見）

P.23(3) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策

- (1) 医師が保健所長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、患者等のプライバシーの保護に配慮し、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を説明することに努めるよう周知を図ります。
- (2) 本市は、患者情報の流出防止のため、個人情報の取扱いについては本市における基準に基づき厳重に管理します。
- (3) 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要ですが、感染症に関し、誤った情報や不適切な報道がなされることがないように、本市は、個人情報に注意を払い、適切な情報提供に努めます。

→誤った情報とはだれが判断するのか？今回、NHK が誤った判断をした放送を流し、NHK ニュースウォッチ9は放送倫理違反 BPO が意見書公表されている。しかしながら懲りずにこそ後も複数回、印象操作を含む放映をしていることが分かっています。

（市の考え方）

今後とも、感染症に関し、誤った情報や不適切な報道がなされることがないように、個人情報に注意を払い、適切な情報提供に努めてまいります。

■第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項に関する意見（2件）

（意見）

第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

感染症に関する研修等に派遣させることは書いてあるが、派遣させるだけでなく市も積極的に職員に対する研修等を行った方がよい。

（市の考え方）

御意見を踏まえ、次のとおり修正します。

◆修正部分の対照表

--	--

修正後	修正前
<p>本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣するとともに、本市においても感染症に関する研修会や講習会を開催することなどにより保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。</p>	<p>本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣します。</p>
<p>さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。</p>	<p>さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。</p>

(意見)

P.24 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方

現在、国内において感染している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっています。このため、本市は、県及び医療機関と相互に連携を図り、地域や医療現場等において、感染症及び感染症対策に関する幅広い知識や最新の知見を普及する役割を担うことができる人材の養成を行います。

→動物由来に限らず、ウィルスなど、感染症の知識には獣医の知見を取ってほしい。

(市の考え方)

感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たっては、獣医療関係者の知見も参考としてまいります。

■第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項に関する意見（1件）

（意見）

P. 26

(2) 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、本市に対して、法の規定に基づく必要な指示を行った場合は、本市は、迅速かつ的確な対策を講じます。

→今回のコロナは国の判断が正しかったのか問われていて結論ははまだ、でていないのではないかと。国がいつも正しい判断をしているとは限らないことがわかった現在、ただひとつの強制力とならないような仕組みを作してほしい。

（市の考え方）

緊急時における法の規定に基づく国の指示があった場合については、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、適切に対応してまいります。

今後につきましても、国や県が発信する情報や専門家会議における意見等、幅広い情報把握に努めてまいります。

■その他感染症予防計画に関する意見（1件）

（意見）

偏りのない情報を市民に伝えると記載されていても、現実として公共のNHKで倫理違反の報道が行われていた事実。それが、広く情報として流されていない事実。今回の3年にわたる感染症に対して、対策の評価と反省と今後の対策がきちんと行われ、国民に周知され、同意されていないこと。そんな中で、茅ヶ崎市感染症予防計画(素案)のように計画だけが進んでいく事に危機感を感じています。茅ヶ崎市としても、まずはそういう意見があることを政府に意見していただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

（市の考え方）

御意見として承ります。

■その他感染症の予防に関する意見（3件）

（意見）

今まで実施された予防接種では、なかなか予約出来なかったり、待時間が永かったり、非常に混雑いたり諸案内(通知を含む)が分りづらかったり等々聞く声と現状もありました。

検査体制の整備「・・・時間を要したこと、検査ニーズへの迅速な対応と書れています。その改善も望む。

（市の考え方）

検査体制を速やかに整備できるよう、県と連携し、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等により、平時から計画的に準備を行います。

（意見）

クラスタ感染のほとんどは高齢者施設でした。一般の施設では感染防止効果がだせるような対策は不可能のように思えます。具体例として挙げているゾーニング、またその他の感染対策の効果を回答ください。

（市の考え方）

厚生労働省が作成した「介護現場における感染対策の手引き」その他のマニュアル等に基づき、施設内における感染のまん延を防止するための対策を実施していただけるよう適切に対応してまいります。

（意見）

今マスクの着用についてもその対応がバラバラ・混乱していると思います。その情報の啓発やPRも望みます。（たとえば、医院等では着用の義務になっているとも思います。）

（意見）

それは義務化されてない場でも市民同志の間では need の異なりからトラブルにもなっていることもあると思う。(マイク等の使用方法・マスクも含む)その啓発、PRも望む。

（市の考え方）

新型コロナウイルス感染症の感染予防のためのマスクの着用については、国の通知に基づき、令和5年3月13日以降、高齢者施設を訪問する時や医療機関を受診する時を除き、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本とされております。

今後につきましても、感染症の発生状況や感染症に関する基本的な知識や医学的知見、感染症の予防方法等、住民が感染予防対策を講ずる上で有益な情報について、無用な混乱を招かないように配慮しつつ、可能な限り提供してまいります。

■パブリックコメント手続に関する意見（6件）

（意見）

①ほとんどの（多くの）パブコメ（パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも（ほとんどの件が）応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味（公意募集）（市民の意見）の意味からしてももっとPR（啓発・多くの情報発信）等したり種々（色々）な工夫をして欲しい。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせることで実施することとしています。市民参加機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでいきます。

（意見）

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃（見落）等してしまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。

今後につきましても、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見）

③パブコメの意味からしても（市民に）説明会開催するのが原則と思う。

（意見）

④説明会（パブコメの）開催した（茅ヶ崎ゴルフ場等々）パブコメは、パブコメ等の説明の参加者も多くパブコメ応募者も常に多かったと思う。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち Web アンケートを実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

(意見)

⑤R4年度の2月のパブコメは十数件あったと思うが、R5年度のパブコメは2月5件(1月から2月かけて3件)前年度の1/3に件数が減りました。更なる工夫をお願いします。

評価すると同時に時期的にやむを得ないと思うところもありますが、色々の配慮がないと市民は適切に応募できないと思

(意見)

⑥以前にも書きましたパブコメの資料(プラン)(計画)(素案)等、市図書館(高砂)はじめ不適切に置いてある(重ねて何件へのパブコメが置いてある)置場が分かりづらい。また資料が置いてないところもありました。

(市の考え方)

令和5年2月のパブリックコメント手続は、令和5年4月を始期とする「茅ヶ崎市実施計画2025」と当該実施計画に関連した各分野の個別計画等の意見を募集した案件となります。「茅ヶ崎市実施計画2025」と当該実施計画に関連した各分野の個別計画等の策定等を連動して進めていくことは計画内容の確度を向上させ、市が目指す方向性をより具体的に御提示できることにつながります。そのため、今後も個別計画等の内容に応じて実施計画と連動して策定等をすることも考えられます。

一方で、同時期に多くのパブリックコメント手続を実施することにより、市民の皆さまに少なからず負担が生じてしまうことも認識しておりますので、可能な限り実施期間を平準化する等の配慮を行ってまいります。

なお、資料につきましては、市民の皆さまがご覧になりやすいように配架するとともに、不足した際には補充をするなど、多くのご意見をいただけるような環境整備に努めてまいります。

■その他の意見(3件)

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣するとともに、本市においても感染症に関する研修会や講習会を開催することなどにより保健所の職員等に対する研修の充実を図ります。</p>	<p>本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣します。</p>
<p>さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。</p>	<p>さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。</p>
<p>茅ヶ崎市感染症診査協議会※18(以下「感染症診査協議会」という。)の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。よって、市長は感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。</p>	<p>茅ヶ崎市感染症診査協議会※18(以下「感染症診査協議会」という。)の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。よって、_____感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。</p>